多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成２７年８月３１日
河　　北　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号事業	2 号事業	3 号事業	4 号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		河北町内	無	平成 27 年度～平成 31 年度	かほく環境保全型農業生産組織